

誘導施設（届出の対象となる施設）は以下のとおりです。

機能分類	施設分類		施設の定義(根拠法等)
行政機能	役場		地方自治法第4条第1項に規定する施設
	保健センター		地域保健法第18条に規定する施設
介護福祉機能	地域包括支援センター		介護保険法第 115 条の 46 第 1 項に規定する施設
	老人福祉センター		老人福祉法第 20 条の 7 に規定する施設
	地域活動支援センター		障害者総合支援法第 5 条第 27 項に規定する施設
子育て機能	保育園		児童福祉法第 39 条第1項に規定する保育所
商業機能	大規模小売店舗		店舗面積が 1,000 ㎡を超える小売店舗 (大規模小売店舗立地法に基づく)
	中規模小売店舗		店舗面積が 500 ㎡以上 1,000 ㎡未満の小売店舗
医療機能	病院		医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する施設
金融機能	窓口機能を有する金融機関	銀行	銀行法第 2 条第 1 項に規定する銀行
		郵便局	日本郵便株式会社法第2条の4に定める郵便局 (簡易郵便局を除く)
		農業協同組合	農業協同組合法第 10 条第 2 項、第 3 項に規定する 業務を行う農業協同組合
		信用金庫	信用金庫法第4条に基づく免許を受けて金庫の事業 を行う信用金庫
		信用組合	中小企業等協同組合法第 9 条の 8 に規定する業務 を行う信用協同組合
教育文化機能	小学校		学校教育法第 2 条第 1 項に基づき設置された小学校
	中学校		学校教育法第 2 条第 1 項に基づき設置された中学校
	文化センター		下諏訪総合文化センター条例に定める施設
	図書館		図書館法第2条第1項に規定する施設